建 政 - 2150 令和6年3月25日

各建設業関係団体の長 各建設関連業団体の長 様

秋田県建設部長 (公印省略)

秋田県建設工事入札制度実施要綱等の一部改正について(通知)

令和7年5月1日以降に適用する入札参加資格の審査に係る評価事項の改正に伴い、 別添のとおり秋田県建設工事入札制度実施要綱等の一部を改正しましたので、お知らせ します。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いします。

- 秋田県建設工事入札制度実施要綱の一部改正
- ・入札参加資格審査に関する運用基準の一部改正

担当:建設政策課

建設業チーム

TEL. 018-860-2425

新 旧 (資格審査の項目) (資格審査の項目) 第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行 第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行 うものとする。 うものとする。 (1) 客観的評価事項(経営事項審査の審査項目 (1) 客観的評価事項(経営事項審査の審査項目 (イ)~(ハ) 略 (イ)~(ハ) 略 (二) その他の審査項目 (二) その他の審査項目 ・建設工事の担い手の育成及び確保に関す る取り組みの状況 ・労働福祉の状況 ・営業継続の状況 ・営業継続の状況 防災協定締結の有無 防災協定締結の有無 ・ 法令遵守の状況 ・ 法令遵守の状況

- ・経理に関する状況
- ・研究開発の状況
- ・建設機械の保有状況
- ・国際規格ISOによる登録の状況
- ・若年の技術者及び技能労働者の育成及び 確保の状況
- ・知識及び技術又は技能の向上に関する取 組の状況
- (2) 発注者別評価事項
- 2 略

(資格審査の申請)

- 第4条 知事は、申請者に対し秋田県建設工事入札 参加資格審査申請書(以下「申請書」という。) を提出させるものとする。
- 2 申請書の提出先は、次の各号に掲げるところに よるものとする。
- (1) 県内建設業者については、主たる営業所の 所在地を管轄する地域振興局
- (2) 略
- 3 略
- 第 16 条 指名業者の選定等について審議するため 、課(室) (教育庁及び警察本部を含む) に課(室)入札審査会を置くことができる。
- 2 略
- 3 課(室)入札審査会の構成は、次のとおりと する。

委員 関係班長 及び会長が指定した者

(2) 発注者別評価事項

・経理に関する状況

・建設機械の保有状況

・研究開発の状況

る登録の状況

2 略

(資格審査の申請)

第4条 知事は、申請者に対し秋田県建設工事入札 参加資格審査申請書(以下「申請書」という。) を提出させるものとする。

・国又は国際標準化機構が定めた規格によ

- 2 申請書の提出先は、次の各号に掲げるところに よるものとする。
- (1) 県内建設業者については、主たる営業所の 所在地を管轄する地域振興局又は建設部建設政
- (2) 略
- 3 略
- 第 16 条 指名業者の選定等について審議するため 、課(室)(教育庁及び警察本部を含む)に課(室)入札審査会を置くことができる。
- 2 略
- 3 課(室)入札審査会の構成は、次のとおりと
 - 委員 関係チームリーダー及び会長が指定した者

(地方入札審査会)

- 第 17 条 指名業者の選定等について審議するため、地方公所に地方入札審査会を置くことができる。
- 2 略
- 3 地方入札審査会の構成は、次のとおりとする。 会長 各地方公所の長(地域振興局長を除く。) 又は地域振興局の各部長
 - 委員 各地方公所の関係課長等及び<u>チームリーダ</u> 一並びに会長が指定した者
- 第 20 条 部 (局) 入札審査会、課 (室) 入札審 査会及び地方入札審査会は、必要に応じその 長 又は地域振興局の各部長が招集する。

 $2 \sim 3$ 略

(地方入札審査会)

- 第 17 条 指名業者の選定等について審議するため、地方公所に地方入札審査会を置くことができる。
- 2 略
- 3 地方入札審査会の構成は、次のとおりとする。 会長 各地方公所の長(地域振興局長を除く。) 又は地域振興局の各部長
 - 委員 各地方公所の関係課長等及び班長

並びに会長が指定した者

第 20 条 部 (局) 入札審査会、課 (室) 入札審 査会及び地方入札審査会は、必要に応じその長 又は地方振興局の各部長が招集する。

 $2\sim3$ 略

附則

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の秋田県建設工事入札制度実施要綱の規定は、令和7年5月1日から適用する入札参加資格の審査について適用する。

新 旧 第3条関係 第3条関係 客観的評価事項について 客観的評価事項について (1)(1)(2) 発注者別評価事項について (2) 発注者別評価事項について (イ)~(チ) 略 (イ)~(チ) 略 (リ) 社会的要請への対応の状況とは、賃金水 (リ) 社会的要請への対応の状況とは、賃金水 準の引き上げの状況、障害者の雇用状況、 準の引き上げの状況、障害者の雇用状況、 保護観察対象者等の雇用状況並びに健康経 保護観察対象者等の雇用状況並びに健康経 営優良法人認定、 秋田県SDGsパート 営優良法人認定及び秋田県SDGsパート ナー登録の状況及びg Biz I Dプライム ナー登録の状況 をいい、賃金水準 のアカウントの取得状況をいい、賃金水準 の引き上げの状況とは一人当たり給与等支 の引き上げの状況とは一人当たり給与等支 払額の対前年の増加率又は対全国平均の賃 払額の対前年の増加率又は対全国平均の賃 金水準の状況をいい、障害者の雇用状況と 金水準の状況をいい、障害者の雇用状況と は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害 は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害 者保健福祉手帳所持者の人数の状況をいい 者保健福祉手帳所持者の人数の状況をいい 、保護観察対象者等の雇用状況とは更生保 、保護観察対象者等の雇用状況とは更生保 護法第48条に規定する保護観察中の者又 護法第48条に規定する保護観察中の者又 は同法第85条に規定する更生緊急保護中 は同法第85条に規定する更生緊急保護中

附則

(y)~(y) 略

1 この通知は、令和6年3月25日から施行する。

の者の人数の状況をいう。

2 この通知による改正後の入札参加資格審査に関する運用基準の規定は、令和7年5月1日から適用する入札参加資格の審査について適用する。

の者の人数の状況をいう。

(y)~(y) 略